

国保



国民健康保険特別会計

年金

医療費の増加傾向が続いています

国民健康保険は、病気やけがをしたときの経済的な負担を少なくするために、加入者が保険税を出し合い、国や県からの補助金と合わせて医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。

成田市国民健康保険の状況は、加入者の医療費の増加などにより、財源不足の状況が続いています。そのため、毎年10億円近い財源を一般会計からの繰入金として赤字補てんしている状況です。

国民健康保険税の税率

区分	基礎課税分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割	5.4%	1.3%	1.4%
均等割	16,000円	4,000円	13,000円
平等割	13,000円		

主な歳出額の状況

単位：百万円

年度	保険給付費	後期高齢者支援金	介護納付金	国保会計全体
平成21年度	6,999	1,479	586	10,552
平成22年度	7,617	1,424	637	11,060
平成23年度	7,969	1,601	715	11,822

1人当たり医療費などの状況

単位：円

年度	1人当たり医療費	1人当たり保険給付費*	1人当たり保険税収納額
平成21年度	246,463	178,110	75,825
平成22年度	261,327	188,919	70,415
平成23年度	269,513	194,939	70,849

*保険給付費とは、医療費のうち保険者(市など)負担部分の金額です

医療費は節約できます

医療費は近年増加の傾向が続いています。日ごろの健康管理やジェネリック医薬品の活用により、医療費を節約することができます。

ジェネリック医薬品とは

新薬の特許期間を過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。開発費が抑えられているため、新薬より安価に購入できます。ジェネリック医薬品の価格は、新薬の2～7割程度です。個人の経済的負担を減らすだけでなく、国民健康保険に加入している皆さんの負担軽減にもつながります。ジェネリック医薬品を利用したい場合は、医師や薬剤師などに相談してください。

¥

国民年金のサポート

老後だけではありません

老後だけでなく、障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも、年金を受給できる場合があります。今回は障害基礎年金についてお届けします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60歳以上65歳未満の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。

障害基礎年金を受給するためには、①障がいの重さが基準以上②一定の保険料を納付済み(初診日が20歳前のときは除く)という条件を満たす必要があります。

保険料納付条件

次のいずれかを満たす必要があります。

- ①初診日の前々月までの被保険者期間のうち納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- ②初診日が平成28年3月末までのときは、初診日の前々

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。



問い合わせ先

国民年金加入中の初診日	第1号	市保険年金課 ☎20-1547
	第3号	年金ダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中の初診日		年金ダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
共済年金加入中の初診日		各共済組

月までの直近1年間に未納がないこと

初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金、共済組合加入中の場合は障害共済年金の対象になりますので、それぞれ年金ダイヤル、各共済組合に問い合わせてください。